

福岡県公報

平成二十年七月二十三日
第二千八百五十一号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月二十三日

福岡県選挙管理委員会委員長

田 辺 俊 明

三 身体障害者支援施設の項中

玄海重度職業更生センター

北九州市戸畑区北島旗町二の二二

とりはた玄海園生活支援センター

北九州市戸畑区北島旗町二の二二

改める。

に

を

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）